

第一六回

参第七号

日本国有鉄道法の一部を改正する法律（案）

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「町村の議会の議員である者を除く。」を「市（特別区を含む。）町村の議会の議員である者を除く。」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

市（特別区を含む。）の議会の議員が、日本国有鉄道の職員となることができるように  
する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。